

今年も、あと2カ月を切り、税務署から「年末調整」の書類一式が送付されてくる時期でもあります。年に1度の事務作業となる「年末調整」に関して、従来と異なる点をご説明し、例年お客様からいただくご質問の一部をQ&Aでご紹介いたします。

これまでと異なる点

従業員の方の中に、“海外に居住しているご家族”を扶養している外国籍の方はいらっしゃいませんか？

平成28年分の年末調整より、前述のようなご家族を扶養に入れる場合、①「その方との関係性を記す公的な書類[戸籍謄本等]」、②「ご家族へ仕送等で生活費（の一部）を証明する書類[外国送金の書類等]」を事業所へ提出することになりました。

事業所側では、それらの書類を年末調整の他の書類と併せて、（現行法上）7年間の保存義務が生じます。

よくあるQ&A

Q 平成28年中に住宅ローンを組んで、自宅を新築したんだけど、どうしたら良いの？

A 住宅借入金特別控除を受ける場合、**初年度のみ確定申告**を行わなければなりません。年末調整を例年通り行い、発行された「源泉徴収票」等の書類をもって申告を行います。弊社でも受け付けておりますので、ご相談ください。

Q 妻(配偶者)がパートで年間103万円以上の収入があるから、扶養には入らないよね？

A 配偶者の場合、「**配偶者特別控除**」が適用されます。一般の扶養の場合は、103万円以上の収入があれば扶養から外れますが、**配偶者の場合のみ、年間141万円未満の収入であれば、一定要件のもと税務上の「扶養」に入ることが出来ます。**

資料回収チェックリスト

【全員】

- ・平成29年分扶養控除等(異動)申告書
- ・平成28年分保険料控除申告書

※ 税務署より送付されてきます。不足の場合は、コピーもしくは国税庁HPより取得してください。

【保険にご加入されている方】

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書

※ ご加入の保険会社より、順次送付されてきます。

【住宅ローンがある方】

- ・住宅借入金特別控除申告書及び残高証明書

【その他(該当者のみ)】

- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・国民健康保険料の納付が分かる書類 等

※上記2点は、**過年度分であっても、納付が平成28年中であれば、今回の年末調整で対象**となる書類となります。（たとえば札幌市の国民健康保険料の場合、平成27年度の第8期以降の納期限が平成28年1月末となるため、この分を平成28年に入ってから納付されていれば、今回の年末調整の対象となります。